

❽ 組織運営の方針5：政策評価の着実な実施、業務運営の在り方や所管する法人の見直し等による効果的・効率的な行政運営

1. 「政策の目標」に関する基本的考え方

(1) 政策評価の着実な実施

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）及び財務省の「政策評価に関する基本計画」（平成20年3月策定、21年3月一部改訂）等に基づき、政策評価を着実に実施します。（政策評価の目的等はP4参照）

(2) 効果的・効率的な行政運営、行政コストの削減

財務省としては、様々な規制や制度のあり方等について、聖域なく、国民目線で検証するとの政府の方針の下、財務省改革プロジェクトチームで検討が進められている業務運営の在り方の抜本的見直しに関する提言等を踏まえつつ、施策の推進に努めます。

また、独立行政法人及び政府関連公益法人の見直しについては、政府全体の方針を踏まえ、財務省としても所管する法人について積極的に取り組んでいきます。

(3) 財政当局としての政策評価の活用

予算編成等の過程において、各府省の政策評価の結果を適切に活用していきます。

2. 内閣の基本的な方針との関連

第174回国会 総理大臣施政方針演説

行政改革の重要方針（平成17年12月24日閣議決定、平成18年6月16日一部改正）

3. 重点的に進める業績目標・施策

施 策 組5-8：随意契約の見直し

施 策 組5-10：行政改革の推進

4. 業績目標・施策に関する基本的考え方

(1) 政策評価の着実な実施

施 策 組5-1：「平成21年度政策評価書」の作成・公表

「政策評価に関する基本計画」及び「平成21年度政策評価実施計画」に基づき政策評価を実施し、「平成21年度政策評価書」を平成22年6月末を目途に作成・公表します。

作成・公表に当たっては、政策評価がP D C Aサイクルの中で、より活用される仕組みとなるよう努めるとともに、国民により分かりやすい内容となるよう工夫します。

施 策 組5-2：「平成23年度政策評価実施計画」の策定・公表

「政策評価に関する基本計画」に基づき「平成23年度政策評価実施計画」を平成23年3月末までに策定・公表します。策定・公表に当たっては、引き続き業績指標の増設により

達成しようとする水準の数値化等を図り、評価の客観性の向上に努めるとともに、国民により分かりやすい内容となるよう工夫します。

施 策 組5-3：学識経験者等の知見の活用

毎年度の実施計画の策定及び評価書の作成等に当たっては、省内のみの議論ではなく、客観性を確保し、評価の質を高めるため、「財務省の政策評価の在り方に関する懇談会」（事務次官主催、座長：西室泰三 株式会社東京証券取引所グループ取締役会長）等の意見を取り入れることにしています。

平成22年度も適時、同懇談会を開催し、委員の御意見等を財務省の政策評価や事務の改善に積極的に取り入れていきます。また、必要に応じ、外部研究機関等の活用にも努めます。

施 策 組5-4：各部局が行う評価の支援や政府全体にかかる政策評価の充実の取組への参画

各部局が行う評価の支援、助言及び指導を行うほか、評価に関する調査、評価結果等に対応する国民の意見の集約などに取り組みます。

また、政策評価各府省連絡会議への出席等により、政策評価における政府全体の取組などに貢献していきます。

施 策 組5-5：（財務省予算の）政策評価と予算の連携強化

政策ごとに予算と決算を結び付け、予算とその成果を評価できるように、平成20年度から、予算書・決算書の表示科目的単位（項・事項）と政策評価の単位を対応させ、整理しています。

平成22年度においては、引き続き予算要求等への反映に資する評価の実施に努めるほか、平成23年度予算要求に当たっては、予算要求部局（各局課）、政策評価とりまとめ担当部局（大臣官房文書課政策評価室）及び予算とりまとめ担当部局（大臣官房会計課）が相互に連携した上で、政策評価結果の予算要求への確実な反映に努めます。

（2）効果的・効率的な行政運営、行政コストの削減

施 策 組5-6：効果的・効率的な組織・定員管理

財務省としては、これまでも、計画的な定員削減に取り組んできたところですが、「平成22年度以降の定員管理について」（平成21年7月閣議決定）において、平成22年度に1,328人を合理化することとしており、その着実な実施を図っていくこととしています。

また、「行政改革の重要方針」に示されている、簡素で効率的な政府を実現するため、情報通信技術の活用等により事務・事業の見直しを行うこととしています。

今後とも、限られた定員をもって、効果的・効率的な組織運営を図るために、新たな行政需要の変化に対応したメリハリある定員配置の実現に取り組んでいきます。

施 策 組5-7：必要な予算の確保と経費の効果的、効率的執行

財務省の行政需要が年々増加する中で、新規施策経費の要求に当たっては、既定経費の節減合理化による見直し等に努めるとともに、緊急度・優先度等を勘案しながら、必要な予算の確保に努めます。

また、「予算編成等の在り方の改革について」（平成21年10月閣議決定）に基づき設置した「財務省予算監視・効率化チーム」において、予算執行の適切性及び透明性の確保並びに効率性の向上のため予算執行計画を策定し、その進捗管理を行うこととしており、その際得られた結果を適切に予算要求へ反映していきます。

予算執行に当たっては、経理担当者会議を少なくとも四半期に1回以上開催し、経費削減等に関する周知徹底等に努め、また、財務省本庁舎における財務本省と国税庁や、地方支分部局における合同庁舎のように同一敷地内に所在する複数の調達機関が、コピー用紙や文房具などの同一品目の物品の調達を行う場合については、可能な限りとりまとめを行い、一括して調達を実施する等、経費の効果的・効率的な執行に取り組んでいきます。

◎業績指標 組5-1：経理担当者会議の開催状況（財務本省）

(単位：回)

	平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度目標値
開催回数	6	6	6	5	5

(出所) 大臣官房会計課調

④ 施 策 組5-8：随意契約の見直し

随意契約の見直しについては、「随意契約見直し計画（平成19年1月改訂）」に基づきこれまで可能なものから順次、公共調達の競争性及び透明性を確保し、真にやむを得ないものを除き、競争契約に移行しているところです。平成22年度においても、引き続き競争契約への移行を進めるとともに、入札及び契約に係る取扱い及び情報を公表すること等により、公共調達の適正化を着実に実施していきます。

◎業績指標 組5-2：契約案件のうち、競争性のない随意契約で契約した案件の割合の推移

(単位：%)

	平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度目標値
件数ベース	35.1	19.8	17.3	N.A.	14程度
金額ベース	54.2	39.9	40.6	N.A.	23程度

(出所) 大臣官房会計課調

(注1) 少額随契は除く。

(注2) 平成21年度実績値は、22年7月以降にデータが確定するため、平成23年度実施計画に掲載予定。

施 策 組5-9：行政事務・手続の簡素化・効率化等

「今後の行政改革の方針」（平成16年12月閣議決定）において、各府省は、納税者の視点に立って、各府省毎に作成した行政効率化推進計画（平成16年6月行政効率化関係省庁

連絡会議取りまとめ）に基づき、「行政コスト削減に関する取組方針」（平成11年4月閣議決定）の取組を引き継ぎ、関係府省に共通する主要な取組を実施するなど行政効率化を推進することとされており、財務省においても、同閣議決定に基づき、積極的に取り組んでいきます。

❽ 施策組5-10：行政改革の推進

これまでに政府は、「行政改革の重要方針」等に基づき、特殊法人等改革、行政事務の電子化、規制改革、政策評価制度の導入など、行政改革の取組を進めてきました。平成18年6月には、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）が施行され、この法律等に基づく具体的な措置が取られました。

また、平成21年12月には、独立行政法人と政府関連公益法人についての基本的姿勢及び見直しの視点を示した「独立行政法人の抜本的な見直しについて」（平成21年12月閣議決定）及び「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」（平成21年12月閣議決定）が定められています。

財務省としても、こうした政府全体の基本的な方針に沿って、関係省庁との協力を図りつつ、今後とも積極的に行政改革に取り組んでいきます。

（3）財政当局としての政策評価の活用

施策組5-11：予算編成等の過程における各府省の政策評価の結果の適切な活用

財務省は、財政当局として、予算編成、税制改正、関税改正、財政投融資編成の過程において、各府省の政策評価の結果を適切に活用していきます。

予算編成における活用（施策 1-1-1 P31参照）

税制改正における活用（施策 2-1-1 P45参照）

関税改正における活用（業績目標 5-1-1 P87参照）

財政投融資編成における活用（施策 3-2-3 P60参照）

5. 参考指標（6指標）

- 実績評価における「政策の目標」数・指標数
- 政策評価に関するホームページへのアクセス件数
- 「財務省の政策評価の在り方に関する懇談会」の開催実績
- 総合評価・事業評価の公表件数
- 財務省の定員の推移
- 財務省所管の一般会計予算額の推移（行政経費分）